

トヨタ生産方式によるりんご集出荷施設現場改善業務の参加者募集要項

1 概要

市では、市内のりんご集出荷施設（選果機を有する）を対象に、TPS（トヨタ生産方式）の応用・導入による現場改善（トヨタ式カイゼン）を導入し、集出荷施設における各作業の効率化を行うことで、性別や年齢を問わず作業員が働きやすい環境の構築に繋げることを目的に「トヨタ生産方式によるりんご集出荷施設現場改善業務」を実施します。

そこで、りんご集出荷施設を所有する市内の農業法人等を対象に、本業務の参加者を募集いたします。

2 募集について

(1) 募集者数 2者

(2) 募集対象者

次の（ア）から（エ）の条件を全て満たすことが必要となります。

（ア）市内でりんご集出荷施設（選果機を有する）を運営する①から③のいずれかに該当するもの

① 農業法人 市内に本店を有する農業法人をいう。

② 農業協同組合 市内に本店又は支店を有する農業協同組合法に基づき設立された農業協同組合をいう。

③ 農産物流通事業者 市内に本店を有する卸売市場、移出業者等

（イ）市税等を滞納していないこと。

（ウ）代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

（エ）令和5年度から令和7年度までの3年間にわたり、現場改善業務への参加が可能であること。

(3) 募集期間 令和5年9月29日（金）まで ※郵送の場合は、令和5年9月29日（金）必着

3 現場改善業務の内容

- ・作業現場の現状把握や課題の明確化に向けた現地調査及び作業員へのヒアリング
- ・トヨタ生産方式の基本学習に向けた講習会の実施
- ・作業工程の無駄の洗い出しや改善案の検討に向けた現場観察の実施 など

※トヨタ自動車株式会社アグリバイオ事業部のスタッフが、直接、現場改善指導を行います。

4 実施場所

参加事業者の運営する集出荷施設など

5 実施期間

令和5年度から令和7年度までの実施を予定しております。令和5年度については、下記の各スケジュール（A、Bパターン）にて、1事業者ずつ現場改善業務に参加いただきます。

申込の際に実施希望を確認いたしますが、希望通りとはならない場合がございますので、ご理解の上でお申し込みください。

なお、令和6年度以降のスケジュールは未定です。

※業務期間中の詳細なスケジュールは、トヨタ自動車アグリバイオ事業部によるヒアリングや現地調査等の結果を踏まえて決定することになります。

Aパターン（1事業者）

1回目：令和5年10月30日（月） ～ 11月 3日（金・祝） 5日間

2回目：令和5年12月11日（月） ～ 12月15日（金） 5日間

Bパターン（1事業者）

1回目：令和6年2月12日（月・祝） ～ 2月16日（金） 5日間

2回目：令和6年3月 4日（月） ～ 3月 8日（金） 5日間

6 申込方法

申込書を市HPからダウンロードし、必要事項を記載のうえ、「10 応募・問い合わせ先」の宛先まで持参もしくは郵送してください（申込書は、りんご課の窓口でも配布しております）。

7 審査の実施

募集者数を超える申し込みがあった場合には、提出された申込書の内容について、下記の審査基準に基づき審査を行い、参加者を決定いたします。

審査基準

No.	審査内容
1	業務への参加理由が適切であるか。
2	集出荷施設で抱える課題を明確に捉えているか。
3	現場改善業務に取り組む体制が構築されているか。
4	SDGs 達成に向けた取組や地域貢献活動に意欲的に取り組んでいるか。
5	業務の導入効果について地域への波及効果が期待できるか。

8 参加者の決定

本業務の参加の可否については、申込者に対して直接通知いたします（10月中旬頃を予定）。

9 注意事項

- (1) 現場改善業務の実施に当たっては、改善対象となる業務に従事する従業員様に対するヒアリング対応や、トヨタ生産方式を学習するための研修会への参加が必要となります。改善業務の実施期間中においては、これらを実施するために、対象者には現場作業から外れていただくことがあります。事業者様の作業スケジュールに影響を与える可能性がございますが、その点についてご理解の上でお申し込みいただくようお願いします。
- (2) 本業務の実施に伴う申込者の費用負担は基本的にはございません。ただし、改善案の提案があった場合に、参加者が提案のあった機材等の導入が必要だと判断する場合の経費については、参加者の自己負担となります。
- (3) 申込書に記載いただいた内容を確認するため、必要に応じて現地確認やヒアリングを実施する場合があります。
- (4) 本業務における取組内容や業務で得られた効果について、「業務実績報告書」として整理し、弘前市へ提出するとともに、必要に応じて市内のりんご集出荷施設を運営する他の事業者にも業務実績報告書の内容を共有することをしていただきます。なお、提出期限については、現場改善業務終了後、3カ月以内とします。
- (5) 本業務で得られた効果について、市内のりんご集出荷施設を運営する他の事業者と共有するための機会を、令和6年6月末日までに1回以上設け、本業務で得られた効果を共有することをしていただきます。

10 応募・問い合わせ先

弘前市農林部りんご課 企画推進係
〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1
TEL：0172-40-0482 ※土日祝日は閉庁日